

## 小規模企業共済制度

企業の経営者が頼れる共済制度の第2回目は「小規模企業共済制度」です。小規模企業共済制度は、小規模企業の役員または個人事業主の方のための退職金制度です。国の法律に基づき設けられた制度であり、掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 小規模企業共済のポイント

出所) 独立行政法人中小企業基盤整備機構資料より当金庫が抜粋・作成

1. 掛金は月 1,000 円~70,000 円の範囲で自由に設定可能。加入後も、いつでも変更できます。	2. 共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、掛けた年数に応じ控除額が増えます。	3. 納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能。もしもの時の、サポートにもなります。
--	--	--

### 掛金の全額所得控除による節税額の例

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額 1 万円	掛金月額 3 万円	掛金月額 7 万円
400 万円	785,300 円	36,500 円	109,500 円	241,300 円

### 共済金額の例

※任意解約の解約手当金は、掛金納付月数が 240 カ月未満の場合は、掛金合計額を下回ります。

掛金納付年数	掛金合計額 (掛金月額 10,000 円)	共済金 A (A 共済事由)	共済金 B (B 共済事由)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業の廃止</li> <li>・個人事業主の死亡</li> <li>・会社等の解散 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢給付 (※)</li> <li>・会社等役員の疾病・負傷・65 歳以上での退任</li> <li>・会社等役員の死亡 など</li> <li>※65 歳以上で 180 か月以上掛金を納付した方に限る。</li> </ul>
10 年	1,200,000 円	1,290,600 円	1,260,800 円
15 年	1,800,000 円	2,011,000 円	1,940,400 円
20 年	2,400,000 円	2,786,400 円	2,658,800 円

※詳しくは、独立行政法人中小企業基盤整備機構のホームページにて [www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/](http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動が停滞し、事業や家計を直撃しています。将来を見据え、前回掲載した「中小企業倒産防止共済制度」や今回の「小規模企業共済制度」も視野に入れて、万一のときの事業資金の確保策や経営者自身の資産形成の在り方を見直す機会にされてはいかがでしょうか。次回 3 回目は、「中小企業退職金共済制度」を掲載します。